

**国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
原子炉設置変更許可申請書（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）
に関する審査の結果の案の取りまとめ
－アスファルト固化装置等の使用停止に伴う変更－**

令和4年7月13日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 試験研究用等原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・ 原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめについて

令和3年12月10日に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第26条第1項の規定に基づく原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）が提出された。また、令和4年6月13日に、申請者から同申請書の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案として取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

4. 文部科学大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項第3号の規定に基づき、別紙3のとおり文部科学大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

試験研究用等原子炉施設に係る審査書案に対する意見募集については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合は意見募集を行うことがあり得るとしている。（参考1）

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

（案の1）：審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行うこととする。

（案の2）：審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わないこととする。

6. 今後の予定

（案の1の場合）

原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第26条第1項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（案の2の場合）

原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の結果、基準の適用や許可することについて特段の意見がなければ、原子炉等規制法第26条第1項の規定に基づく設置変更の許可を、文書管理要領別表第3（1）事項番号22により原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたい。また、専決処理結果については、他の専決処理案件を含め、報告を行うこととしたい。（参考2）